

「松くい虫防除対策」住民説明会を開催します

町では、住民の健康への配慮を基本として、大切な松林の緑と環境を守り、防災面からの防除対策を強化するため、次のような対策を複合的、かつ総合的に進めています。

- ◆ 伐倒駆除及びくん蒸処理
- ◆ 特別防除(空中散布)
- ◆ 無人ヘリコプター散布
- ◆ 空中散布に係る気中濃度・河川水質などの農薬安全確認調査
- ◆ 樹幹注入
- ◆ 枯損木処理及び被害木の除去
- ◆ 県関係機関と連携した治山事業の推進
- ◆ アカマツ植樹の取り組み
- ◆ 根系感染対策

特に、風致地区であり、かつ急峻で伐倒駆除などの人の手による駆除あるいは予防が困難な場所(自在山及び葛尾城跡風致地区)においては、今年度も空中散布の実施を計画しています。
なお、葛尾城跡風致地区(苜屋原)では、無人ヘリコプターによる散布も行う予定です。

説明会にご参加ください

松くい虫防除対策に係る実施方法や安全対策についての説明会を開催しますので、ご参加ください。

日時 4月16日(水)
午後7時

会場 役場 講堂(3階)

健康への影響や症状のある方は申出書の提出を

健康への影響や症状のある方は、「空中散布に関する申出書」の提出をお願いします。申出書は、木工農林課窓口でお申付けいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。
提出先 木工農林課農林整備係
提出期限 5月30日(金)

◎問い合わせ先

木工農林課農林整備係
☎ 82-3111(内線155)
直通75-6207
FAX 82-3138
メール norin@town.sakaki.jp



くらしのための固定資産税

令和7年度固定資産税は、令和7年1月1日時点の土地・家屋・償却資産を所有する方に納めていただきます(年の途中で所有権の移転があつても月割、日割にはなりません)。納税通知書は、4月中旬に発送する予定です。課税明細書の内容に不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせください。

固定資産税の納期限

第1期	4月30日(水)
第2期	7月31日(木)
第3期	9月30日(火)
第4期	12月1日(月)

固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧

4月1日(火)から、所有者ごとの所有する土地・家屋・償却資産が記載されている令和7年度の固定資産税課税台帳を、所有者本人、借地・借家人の方などが閲覧できます。閲覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

○本人確認書類

○借地・借家人の方が申請する場合は、対象となる土地または家屋が明記された賃貸借契約書

○代理の方が申請する場合は、委任状

○閲覧手数料 1件300円

○無料閲覧期間 4月1日(火)～4月30日(水)

※右記期間は、手数料がからず閲覧ができます。(ただし、写しが必要な場合は、コピー代(1枚10円)がかかります。)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

坂城町の固定資産税の納税者の方は、町内全ての土地・家屋の固定資産税評価額を縦覧することができます。縦覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

○納税通知書、本人確認書類

○代理の方が申請する場合は、委任状

○手数料 無料

※写しの交付はできません

○縦覧期間 4月1日(火)～4月30日(水)

◎問い合わせ先 総務課税務係

☎ 82-3111
(内線143・144)
直通75-6206